

匠の家づくり支援事業【市内建築主（市内）型】の概要

1 補助対象・条件

- ・ 市民又は市内の法人で、市内に木造建築物を新築または増改築する方。
- ・ 主な構造材の60%以上に市産材を使用する建築物。
- ・ 市内に本店、支店又は営業所がある工務店等が建築する建築物。
- ・ 市産材利用拡大のため匠の家モニターとして協力いただける方。
- ・ 市税の滞納者でないこと（高山市補助金交付規則第3条）。

2 補助金額

- ・ 構造材の市産材使用量に応じ2万円/立方メートル、内装材の市産材使用面積に応じ2千円/平方メートルの合計額
（上限額50万円）

3 木材の種類

- ・ 市産材・・・市内で伐採された木材であって、岐阜証明材推進制度実施要領により証明された「ぎふ証明材」

4 主な構造材の種類

構造材：土台、束、大引き、柱（通柱、管柱に限る）、梁、桁、はり けた 胴差し、も や む な き 母屋、棟木、すみき 隅木、方杖、火打ち

内装材：補助建築物内部の床面、壁面、天井面に内装仕上げとして使用される部材（床板、壁面、天井板等）

5 建築物の種類

- ・ 住宅、別荘、店舗、事務所等

※ 詳しくは高山市役所森林政策課（電話 0577-35-3143）へお問合せください。